

職長・安全衛生責任者教育

職場における労働災害を防止することは、企業経営上重要な課題であり、災害防止活動はすべてに優先して実施しなければなりません。したがって、作業中の労働者を直接指揮監督する職長クラスは、その活動を推進する最も重要な位置づけにあります。このため労働安全衛生法では、事業者責任において職長に対する所定の安全衛生教育を行わなければならないことを定めています。

なお、平成18年4月1日施行の改正労働安全衛生法により職長等の教育事項に、危険性・有害性等の調査に関する事項が追加されました。(安全衛生法第28条2)

また、平成13年4月より、建設現場の第一線における安全衛生責任者等(新たに又は将来選任される予定の者及び選任されて間もない者)の職務励行が、安全衛生水準の確保上及び統括管理体制を効果的に機能させる上から重要であり、職長カリキュラムに追加して安全衛生責任者教育を実施することとされています。(安全衛生法第60条 施行令第19条)

労働安全衛生法施行令の改正により令和5年4月1日以降、職長等に対する安全衛生教育の対象業種が拡大され「食料品製造業(うまい調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わりました。

* 「うまい調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、すでに職長教育の対象です。

1. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会 場	定 員
令和8年2月25日～26日 8時30分より(受付8:10より)	松江市学園一丁目5-35 (一社)島根労働基準協会	50名

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

※申込人数により中止する場合があります。

2. 科目・時間割

日程	科 目	時 間 割
第一日	オリエンテーション	8:30～8:40
	① <ul style="list-style-type: none">・指導及び教育の方法・作業中における監督及び指示の方法(休憩10分含む)	8:40～11:20
	② <p style="text-align: center;"><休憩></p>	11:20～11:30
	③ <ul style="list-style-type: none">・作業手順の定め方・労働者の適正な配置の方法(昼休憩12:10～13:00)	11:30～14:20
	④ <p style="text-align: center;"><休憩></p>	14:20～14:30
	⑤ <ul style="list-style-type: none">・危険性又は有害性等の調査の方法・危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置・設備、作業等の具体的な改善の方法(休憩20分含む)	14:30～17:20
	⑥ <p style="text-align: center;"><休憩></p>	9:00～10:30
第二日	⑦ <ul style="list-style-type: none">・異常時における措置・災害発生時における措置	10:30～10:40
	⑧ <ul style="list-style-type: none">・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法・労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法(休憩10分含む)	10:40～12:10
	⑨ <p style="text-align: center;"><休憩></p>	13:00～15:10
	⑩ <p style="text-align: center;"><休憩></p>	15:10～15:20
	⑪ <p style="text-align: center;"><休憩></p>	15:20～16:20
	⑫ <p style="text-align: center;"><休憩></p>	16:20～16:30
	⑬ <p style="text-align: center;">統括安全衛生管理の進め方</p>	16:30～17:30

3. 受講区分

区分	業種	受講時間	科目(時間割)
A (職長・安全衛生責任者教育)	建設業	14時間	①～⑦
B (職長安全衛生教育)	A以外の業種	12時間	①～⑤

4. 受講料・テキスト代 (消費税率10%税込) ※インボイスは領収証発行で対応します。

区分	受講者の別	受講料	テキスト代	合計
A	会員事業場の受講者	14,850円	1,650円	16,500円
	その他の受講者	17,050円	1,650円	18,700円
B	会員事業場の受講者	13,750円	880円	14,630円
	その他の受講者	15,950円	880円	16,830円

振込の場合 (振込手数料は、振込人の負担) は、下記の口座に受講料(テキスト代を含む)をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ下記郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。(HP掲載メニュー「受講料等合算振込の内訳書」を添付の上受講申込書を一括して送付してください。)

【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428

(口座名) シャ)シマネロウドウキジュンキョウカイ

一般社団法人 島根労働基準協会

5. 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/>)

仮申込として、事前に受講申込書をFAXしていただくこともできます。

14日以内に申込手続き(受講料の支払、申込書等の原本提出)をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

7. 修了証の交付

受講修了者には所定の「修了証」を交付します。

8. 本人確認について

受講当日に本人確認のため次のいずれかを持参してください。「自動車運転免許証、マイナンバーカード（表面）、公の機関が証明した資格証明書（衛生管理者免許証など）」を必ずご持参ください。

9. お問い合わせ・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号
一般社団法人島根労働基準協会
(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

下記のいずれかに○をして下さい		
WEB予約不可	FAX予約済	予約なし

開催月日

令和8年2月25・26日

職長・安全衛生責任者教育 受講申込書

区分 (A、B)	※受講 番号	ふりがな 氏名	旧姓等併 記の希望 ※注3	住 所	生年月日	※修了証 番号
			<input type="checkbox"/> ()	〒 (- - -)	S 年 月 日 H	
			<input type="checkbox"/> ()	〒 (- - -)	S 年 月 日 H	
			<input type="checkbox"/> ()	〒 (- - -)	S 年 月 日 H	
			<input type="checkbox"/> ()	〒 (- - -)	S 年 月 日 H	

上記のとおり申し込みます。

島根労働基準協会加入の有無	有	無
受講料等納入方法	月 日	
振込・現金	円	

振込の場合、裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

令和 年 月 日

(一社)島根労働基準協会長 殿

〒 (- - -)

事業場所在地

事業場名称

代表者職氏名

印

TEL _____ FAX _____

個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

注3 修了証に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、□にレ点、()に旧姓等を記入の上、提出していただき、旧姓等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票、運転免許証等）を添付してください。

注4 ご記入いただいた個人情報は、講習目的以外に利用することはありません。